

別表

二			一							番号			
三件			四件							請求		傍	
三件			四件							発付			
麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 覚せい剤取締法違反（同法第四十一条の二第二項、同第一項、第四十一条の四第二項、同第一項第三号、第三十条の七、刑法第六十条） 【業として行う覚せい剤等の譲渡、営利目的の覚せい剤及び同原料所持】			覚せい剤取締法違反（同法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【営利目的の覚せい剤譲渡】							罪名（罰条）		受令状	
携帯電話			携帯電話							通信手段の種類		実	
間十八日	日間二十三	日間二十三	六日間	間十一日	九日間	間二十日	通話回数 第二十一条第二項 第三号		逮捕人員数				
回百十九	回百五十五	回百二十二	回百七十二	六二十回	十回	七二百回							
回十二	七回	四回	十回	回十六	なし	五回							
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし							
なし			六人										

四				三				番号	
四件				四件				請求	
四件				四件				発付	
麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十一条の第二項、同第一項、刑法第六十条） 覚せい剤取締法違反（同法第四十一条の第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚せい剤等の譲渡、営利目的の覚せい剤所持】				麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十一条の第二項、同第一項、刑法第六十条） 覚せい剤取締法違反（同法第四十一条の第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚せい剤等の譲渡、営利目的の覚せい剤譲渡】				罪名（罰条）	
携帯電話				携帯電話				通信手段の種類	
六日間	四日間	十一日間	十四日間	十五日間	八日間	二十二日間	二十二日間	実	
二十九回	十九回	百二十九回	六百九十回	二十回	七回	八百三十六回	六百九十回	通話回数	実施期間 第二十二条第二項 第一号 第二号
四十回	十一回	十五回	八十回	八回	なし	三百一回	六十回	第一号	
なし	なし	なし	なし	なし	なし	一回	一回	第二号	
六人				十四人				逮捕人員数	

六							五		番号			
九件							二件		請求		傍	
九件							二件		発付			
麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚せい剤等の譲渡】							銃砲刀剣類所持等取締法違反（同法第三十一条の三第二項、同第一項後段、第三条第一項、第三十一条の八、第三条の三第一項、刑法第六十条） 【けん銃の加重所持、けん銃実包の所持等】		罪名（罰条）		受令状	
携帯電話							携帯電話		通信手段の種類			
一日間	十日間	間十一日	二日間	四日間	間十一日	間十三日	十日間	十日間	実			
二八回十	三九回十	回十二百	なし	三回	回百一	四七四回十百	回十四三百	二四回十	回数	施		
二四回十	二三回十	六九回十	なし	一回	回十五	回五十	なし	なし	第二号	期		
なし	なし	なし	なし	なし	五回	なし	なし	なし	第三号	間		
九人							なし		逮捕人員数			

八			七			番号	
三件			三件			請求	傍受令状
三件			三件			発付	
麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八 条第二項、覚せい剤取締法第四十一条 の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚せい剤等の譲渡】			麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第 八条第二項、覚せい剤取締法第四十一条 の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚せい剤等の譲渡】			罪名（罰条）	
携帯電話			携帯電話			通信手段 の種類	
間 十一日	間 十三日	間 十四日	間 十九日	九日間	間 二十日	実	
六 七回十	七 二六回十百	回 十百五九	六 二五回十百	回 十百六二	五 五回十	回数	施 期 間
四 二回十	回 百五	一 七回十	一 三二回十百	回 十六	二 回	第二十二 条第二項 第一号	
なし	なし	なし	なし	なし	なし	第二号	
七人			三人			逮捕人員数	

番号		傍		受		令		状	
十	一件	一件	一件	請求	発付	罪名（罰条）			
九	一件	一件	一件	麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚せい剤等の譲渡】				組織的犯罪処罰法違反（同法第三条第一項第三号、刑法第九十九条、第六十条） 【組織的な殺人】	
携帯電話		携帯電話		通信手段の種類		実			
二十日間		七日間		回数		施			
九百回		百四十回		回数		期			
三回		十四回		第一号		第二号			
なし		なし		第三号		間			
なし		二人		数		逮捕人員			

（注） 「麻薬特例法」とは「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」をいい、「組織的犯罪処罰法」とは「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」をいう。